

平成 29 年度 松戸市障害者計画推進協議会 議事録

日時：平成 29 年 11 月 30 日(木) 13:00～

部長挨拶

前回第 1 回の協議会では、第 2 次松戸市障害者計画の進捗状況について報告させていただいた。本日はその進捗状況とともに、皆様からいただいたご意見の内容を踏まえて、中間評価という形で説明し、後半の計画の実施に向けた取り組みを進めていきたいと考えている。

第 5 期松戸市障害福祉計画、第 1 期松戸市障害児福祉計画の案についても、前回皆様からいただいた様々なご意見、併せて障害者関係団体 14 団体からのご意見も取りまとめ、見直しを行ったものを事前にお配りさせていただいたところである。本協議会で、さらに計画の内容について議論いただき、来年 4 月の計画実施に向けて確定したいと考えている。

議事 1 「第 2 次松戸市障害者計画中間評価について」

資料「第 2 次松戸市障害者計画：中間評価」より説明

(事務局：障害福祉課より報告)

第 1 回協議会では、説明の内容が不十分だったこと、また、欠席された委員もいらしたことから、第 2 次松戸市障害者計画の中間評価について再度ご説明をさせていただく。

1 ページ

この中間評価の趣旨としては、第 2 次松戸市障害者計画の中間年にあたり、各施策の評価を行い、計画終了までの指標（目標値）や、取り組みの検討を行ったものである。

まず(1)にあるように、この計画策定にあたり平成 23 年度に行った市民アンケートと、中間年にあたり昨年度に行ったアンケートの結果とを比較して検討した。市民アンケートは、障害者手帳を持っている大人 1,500 人、児童 500 人、及び障害者手帳を持っていない人 1,000 人、合計 3,000 人を対象とした。昨年度に行った中間年にあたるアンケートでは、回答率が 56.2%であった。

次に、(2)にあるように、各施策について中間年において評価を行い、計画終了までの取り組みや指標（目標値）の見直しについて検討した。

最後に、(3)にあるように、計画の最終年である平成 32 年度に向けて、各施策における具体的な取り組みをまとめたものとなる。

委員の皆さまには、事務局案である各施策の目標値に向けた今後の取り組みについて、計画達成のために、こんな取り組みも追加してはどうか、この取り組みはもっと力を入れた方がいい等といったご意見をいただきたい。

今後は、皆さまからいただいたご意見を中間評価に反映させ、ホームページ等で公表したいと考えている。

2 ページ

第2次障害者計画中間評価の一覧表である。障害者計画の構成は5節14項目の施策を体系化し、中でも特に力を入れるべき項目として、7の就労、12の相談、14の防犯・防災対策の3項目を重点施策としている。

評価の基準は、下の表のとおりである。中間年において、すでに目標に達している『A』の数が1、目標に達していないが改善傾向『B』の数が11、悪化『C』の数が3つとなっている。この結果により、全体的には第2次松戸市障害者計画は、順調に進捗していると考えられる。

3 ページ

中間評価と今後の取組みについて、項目別に報告する。

第1節、項目1『市民意識の醸成』では、指標をアンケートで『障害がある人に対する差別・偏見がある』と回答した人の割合としているが、数値は表のとおりとなっている。

この項目の評価として、「市民アンケートでは、障害がある人に対する差別・偏見があると思うと回答した人の割合が、身体・知的・精神いずれも数値が上昇していることが確認できたため、計画策定時より状況は悪化している。特に精神障害のある人に対する割合は62%と高い数値になっている」とした。

今後の取組みとして、「障害のある人と直接触れ合うイベントの集客方法をさらに検討する」「障害者差別解消法の取組みを推進する。障害者差別解消法では、差別の禁止や合理的配慮の提供を求められているのが行政機関と事業所であるため、市職員はもちろん、各機関への法の周知方法を検討していく」とした。

計画の見直しとして、計画の具体的な行動に「障害者差別解消法の推進」を追加した。

4 ページ

項目2『福祉に関する教育の充実』では、指標をアンケートで『障害がある人に対する差別・偏見がある』と回答した人のうちの20歳代の割合としており、数値は表のとおりとなっている。

この項目の評価として、「障害がある人に対する差別・偏見があると回答した人の割合は、身体・知的・精神いずれの障害に対しても減少している。若い世代の数値が改善していることは、教育の効果が現れていると思われる。ただ改善されたと言っても全体の数値よりも割合が高く、目標値とはかけ離れている」とした。

今後の取組みとして、「小中学校における福祉教育の推進」「社会福祉協議会の福祉教育支援の継続」「特別支援学校と公立小中学校、公立小中学校の特別支援学級と通常学級の交

流及び共同学習を今後も進めていく」「特別支援学校に通っている児童・生徒が自分の学区の小中学校で交流及び共同学習を行う居住地校交流、地域交流の継続」「公立小中学校における、障害者差別解消法の取組みの推進」とした。

計画の見直しとして、計画の具体的な行動に「障害者差別解消法の取組みの推進」を追加した。

項目3『地域ボランティア活動等の推進』では、指標をアンケート『ボランティア活動に参加したことがある』人の割合としており、数値は表のとおりである。

この項目の評価として、「ボランティア活動に参加したことがある人の割合は微増に留まり、市民にとってボランティア活動が身近なものではないことが伺える」とした。

今後の取組みとして、「社会福祉協議会のボランティアコーディネート機能の強化」「社会福祉協議会のボランティア育成講座のますますの周知」「平成28年度、市内の公立小中学校が高い割合で何らかのボランティア活動を行っていることから、今後市教育委員会が各学校での取組みの実態を把握する」「障害者福祉センターに登録する障害者団体、ボランティア団体の継続的な支援」とした。

計画の見直しは行わない。

5 ページ

項目4『障害の早期発見と早期治療』では、指標を「乳幼児健診の受診率」としており、数字は表のとおりである。中間値のうち、乳児の6～7か月健診は平成27年度から始まったものである。

この項目の評価として、「乳幼児健診の受診率は、いずれも中間年においてすでに目標値を超える高い数値となっており、障害の早期発見、適切な療育につなげる役割を果たしていると思われる」とした。

今後の取組みとしては、「健診率が高い数値となっているのは、健診受診者への受診勧奨、健診未受診者の状況を保健師や看護師が訪問により把握に努めている効果が現れていると思われるため、今後も継続する」とした。

計画の見直しとして、この計画策定後の平成26年度に、国の『すこやか親子21第2次』が出されていることから、その目標値に合わせることにした。また本市が独自で行っている乳児6～7ヶ月、9～10ヶ月健診について、実績にあわせて上方修正をおこなった。

項目5『障害に応じた療育』は、指標の設定をしていない。

中間評価として、「こども発達センターが、地域の中核的な療育支援施設となっており、個々の特性に応じた療育が充実してきていると思われる、また障害児保育の充実も図られている」とした。

今後の取組みとして、「こども発達センターの巡回相談の継続」「こども発達センターの

専門性を活かした支援の提供と地域との連携の継続」「各保育施設において障害のある児童を受け入れて支援しており、今後も継続する」とした。ちなみに平成 28 年度、保育所・保育園で障害者手帳を持っているお子さんが、公立 11 人、民間 8 人であった。その他、「統合保育室設置モデル事業の継続」「公立保育所とこども発達センター通園児童の交流保育の継続」「平成 27 年度に様式を統一した公立保育所における障害児個別支援の活用」とした。

計画の見直しは行わない。

6 ページ

項目 6『特別支援教育の充実』では、指標をアンケート『障害のある児童の将来の日中の過ごし方』について、わからない・無回答と回答した人の割合としており、数値は表のとおりである。

この項目の評価として、「市民アンケートでは、障害のある児童の将来の日中の過ごし方がわからない・無回答と回答した人の割合が増えており、目標値とはかい離がある。しかし、この数値の理由として、計画策定時と比較して、障害のある児童・生徒の進路の選択肢が増え、例えばフリースクールなども近年選択肢に入っていることから、可能性が広がったことも、わからないと回答した人の数値に影響していると考えられる」とした。

今後の取組みとして、教育内容では、「特別支援教育指導者等の人材育成として、①特別支援学校の教員が公立小中学校及び市立高校で、特別な教育的ニーズのある児童・生徒への対応を支援する、②ミニ事例検討会や研修会をとおしての教員の指導力の向上、これらの継続と充実を図る」「矢切特別支援学校のオリンピック・パラリンピック教育推進校としての役割の遂行」「公立小中学校では、自閉症・情緒障害特別支援学級を増設してきており、今後も特別支援学級を継続的に増設していく」とした。教育環境としては、「公立小中学校の特別支援学級の補助教員の配置を計画的にしていく」とした。進路では、「各学校の実情に合わせ、個に応じた進路指導を充実させる」「松戸特別支援学校では医療的ケアの必要な生徒等の進路先の検討をしており、今後も継続する」「市内 3 つの特別支援学校の個々の発達に応じた将来の自立と、第 3 者に向けたキャリア教育を今後も継続する」とした。

計画の見直しは行わない。

7 ページ

項目 7、重点施策の『障害のある人の就労の支援』では、指標を「松戸市内の障害者法定雇用率達成企業の割合」「松戸市役所の障害者の雇用率」としており、数値は表のとおりとなっている。

この項目の評価として、「松戸市内の障害者法定雇用率達成企業の割合が、目標値に向けて着実に進捗しており、これまでの障害者就労に関する取組みの成果であると思われる。松戸市役所の障害者の雇用率も、法定雇用率 2.3%に向けて進捗してきた」とした。

今後の取組みとして、「ビックハート松戸の障害者就労支援事業委託」「ビックハート松

戸に配置している職場適応援助者（ジョブコーチ）」「ハローワーク松戸管内の 4 市合同で企業に対し行っている障害者雇用セミナーの開催」「企業の障害者雇用に係わる各種奨励金の交付」、以上を継続するとした。また、「松戸市では今後も障害のある採用に努める、またチャレンジドオフィス松戸を継続する」「一般就労に対して福祉的就労では、松戸市役所が障害者就労施設等へ物品や役務をお願いした障害者優先調達実績が平成 28 年度は県内 1 位であり、さらに取組みを進める」とした。

計画の見直しとして、平成 30 年 4 月 1 日からの地方公共団体の障害者法定雇用率改定に合わせ、目標値を 2.6%に変更した。

項目 8『スポーツ・文化活動の支援』では、指標をアンケート『この 1 年間で趣味や学習、スポーツ等をした障害のある人』の割合としており、数値は表のとおりである。

評価として、「アンケートではこの 1 年間で文化活動やスポーツ活動をした障害のある人の割合は計画策定時より減少していることから、障害のある人が参加しやすい場の提供や場の周知が十分に行われていないことが懸念される」とした。

今後の取組みとして、「県の障害者スポーツ大会への参加支援」「ふれあい 22 で開いている文化、スポーツの教室（ふれあい教室）を充実」とした。

計画の見直しは行わない。

8 ページ

第 4 節、項目 9『障害の原因となる予防と治療』では、指標を「特定健康診査の受診率」としており、数値は表のとおりである。なお、特定健康診査とは、国民健康保険加入者 40 歳から 74 歳を対象とした健診である。

この項目の評価として、「この数値が健診率としては伸びが今一つとのことから、特定健康診査の受診率は微増だが増加傾向にある、しかしまだ目標値には達していない」とした。

今後の取組みとして、「平成 30 年度からの計画に沿って、保健事業を推進していく」とした。

計画の見直しとして、平成 30 年 4 月実施の 2 つの計画の数値にあわせて、目標値を 60% から 52%に変更した。

項目 10『障害福祉サービスの充実』では、指標をアンケート『ヘルパー等の介助を受けるうえで困難や苦労があるのはどういうことですか』との問いに対し、特に問題がないと回答した障害のある人の割合としており、数値は表のとおりである。

この項目の評価として、「アンケートでヘルパー等の介助を受けるうえで困難や苦労のない人が計画策定時に比べて増え、目標値に向けて着実に進捗している、計画策定時から障害福祉サービスの供給体制や内容の充実が図られてきたためと思われる」とした。

今後の取組みとして、「平成 27、28 年度に障害分野のヘルパーの人材確保を目的とした

障害者支援ヘルパー研修を実施しており、今後も人材確保の取組みを行う」「障害福祉サービスのケアマネージャーである相談支援専門員のスキルアップ研修を継続する」等とした。計画の見直しは行わない。

項目 11『生活の安定のための支援』は、指標の設定をしていない。

評価として、「障害のある人の経済的基盤となる手当や年金制度、加えて障害者手帳取得による助成や割引制度の適切な周知に努めていると評価できる」とした。

今後の取組みとして、「これまでの周知の取組みを継続する」とした。

計画の見直しは行わない。

9 ページ

項目 12、重点施策の『相談支援体制の充実』では、指標をアンケート『基幹相談支援センターを知っている』『ふれあい相談室を知っている』と答えた障害のある人の割合としており、数値は表のとおりである。

評価として、「障害に関する総合相談を受け付ける基幹相談支援センターとふれあい相談室は、計画策定時より知っている人の割合は増加したものの、十分に周知されていない」とした。

今後の取組みとして、「相談支援体制の充実については、健康福祉会館内ふれあい相談室に加え、平成 25 年度に基幹相談支援センター、28 年度には身体、知的、精神の障害種別ごとに市内各所に 1 か所ずつ相談支援事業所を設置し、相談支援体制の整備を図ってきており、今後各機関の機能充実に努める」「その 5 か所の相談支援事業所の周知を図る」「平成 25 年度から基幹相談支援センター内に、障害者虐待防止センターを設置し、28 年度からは障害者虐待防止・障害者差別相談センターを設置しており、障害者虐待や差別の通報や相談を受け付ける窓口として周知の取組みを強化する」「成年後見制度については、成年後見制度法人後見支援事業により、弁護士や司法書士等の専門職の補助を行う市民後見協力員の養成や活動支援を行っており、平成 29 年 4 月現在、40 人であるため、今後人数を増やすよう努める」「成年後見制度は市長による後見等の申立てや後見人等への報酬助成を行っており、今後も継続する」とした。

計画の見直しは行わない。

10 ページ

第 5 節、項目 13『生活しやすいまちづくり』では、指標を「道路のバリアフリー化地区別完了率」、また「鉄道駅のバリアフリー化率」としており、数値は表のとおりである。

この項目の評価として、「道路のバリアフリー化は目標値に向けて順調に進捗している、また、鉄道駅のバリアフリー化率は、中間値において残り 1 駅であり、目標を達成する見込みである」とした。

今後の取組みとしては、「道路は次に新八柱、八柱地区の整備を進める」「鉄道駅は JR 松戸駅に設置工事中のエレベータが平成 31 年度の下半期に完成予定であるため、32 年度には目標値の 100%を達成する見込みである」、その他「鉄道事業者やバス事業者がバリアフリーに係る事業を行うときの補助金を継続する」とした。

計画の見直しとして、「道路のバリアフリー化」という目標値が計画策定時、記載の間違いにより、4/15 地区となっていたことから、4/17 地区への変更を行った。

最後に項目 14、重点施策『災害時における支援体制の整備、防犯、防災対策』では、「安心安全メールの登録者数」を指標としており、数値は表のとおりとなっている。

この項目の評価として、「安心安全メールは目標値に対する中間値の達成状況が 97.3%であることから、ほぼ達成したものとする」とした。

今後の取組みとして、「安心安全メールのさらなる周知や研究」「重要な情報の迅速かつ正確なメール配信の継続」、また防災では「平成 28 年度、市内全域で避難行動要支援者名簿が作成され、今後も名簿への新規登録者を募る」「福祉避難所については、今後、松戸特別支援学校を福祉避難所として開設するための訓練を実施する」とした。

計画の見直しは、安全安心メールの登録者数がすでに当初の目標値を達成していることから、今後の増加件数を見込み、目標値を 20,000 人から 24,000 人に変更した。

11 ページから 13 ページ

計画終了までの具体的な取組みを一覧表にしている。

14 ページ

目標値の見直し箇所の一覧表となっている。

資料「第 2 次松戸市障害者計画 ー中間評価改訂版ー」より説明

(事務局：障害福祉課より報告)

中間評価の見直し部分を反映した計画書である。新旧対照表も挟み込んである。

<質疑応答>

委員： 就労支援のところで、事業主の雇用率の目標値が 50%となっている。これですつとやってきたのかも知れないが、半分は雇わなくてもよい、という目標値になってしまっているのかなと思う。目標は、全事業所が雇うということで進めていくべきではないか。なかなかそこは進んでいけないという現状なのだろうが、半分は雇わなくてよい、ということによろしいのか。

事務局： 理念としてはそうだが、到達しえない目標の設定はあまり意味が無く、実効性ある目標をつくって、それに向けて進めていくということが重要だと考えている。全国レベルでも、法定雇用率達成企業の割合は100%には届いていない。最終的には達成していくべきだとは思いますが、今時点からかけ離れた目標を設定しても促進効果はないので、現実的な目標を設定すべきと考えている。もう1つは、法改正に伴って、法定雇用率が高くなるので、達成企業は普通に考えると少なくなると思われ、現行の50%という目標を維持すること自体も、高くて厳しい目標であると思われる。

委員： 松戸管内の28年度の達成企業の割合は39.6%であり、今年度は40%を超える。50%の企業は雇わなくてよい、ということではないとよくわかった。

委員： 項目12の相談支援体制の充実についてであるが、数値をみたときに目標値が50%ということで、市民全体の中での50%なのかな、と最初は思ったが、障害のある人の割合と書かれている。障害のある人の中で、基幹相談支援センターやふれあい相談室、こういったものを知らない人が半分いるということでは、ちょっとどうなのかなと思う。というのは、障害のある方たちというのは、どうしても情報を入手するのが、特に知的に障害のある方は困難で、障害福祉サービスを利用するにもどうしてよいかわからないということがある。そういう中で、相談できる場所があるのに、あることさえ知らないということになると、ご本人たちはどうしたらよいか、ということになる。ここは目標値50%よりも少し高い数値を目標にしていただければと思う。

事務局： 目標値はさておき、周知の方法はもっと考えていかなければならないと思っている。基幹相談支援センターが、障害のある人の11.8%にしか知られていないということは、事務局でも驚いているところである。

事務局： 理念としては委員のおっしゃることもわかるが、現状値と中間値をみていくと、このままの上昇率では50%という目標値を達成するのも難しい状況となっている。理念的にはもっと高いほうがよいのだろうが、現状で設定されている目標を達成できるかどうかということ自体、これまでのペースでは難しい。改善傾向にあるが目標値には届いていないので、もう少し取組みを強化して、今の目標について、まず第1段階として32年度までに達成を目指していくというのが、政策としては現実的だと思う。この目標を変えるというよりも、この目標を達成するために取組みについて強化が必要であり、ご議論いただきたいと考えている。

委員： 着実にやっていくということか。

事務局： そのとおりである。この目標自体も今のペースでは厳しいので、この目標に到達できるよう、取組みの強化が必要であると考えている。

議長： 虐待についていうと、高齢者虐待防止ネットワークというものがあり、それほど大きくはないが障害者にもネットワークがある。それから、お子さんのネットワークもある。その中で、圧倒的に障害者の事例は少ない。高齢者は年間数百ほどあるが、障害者は数十例くらいしかない。これは氷山の一角であって、実は障害のある方は虐待を受けていてもなかなか声をあげられないのだと思う。そういう意味では立場の弱い方々なので、どのようにピックアップしていくかということは重要である。その点については、例えば高齢者の場合では、ケアマネージャーだとか家族だとか、色々な人が周りにいらっしやる。その中で、打撲だとかおかしいことがあったときに通報があり、そこからわかっていくということがあるが、障害者の場合はその部分についての周りの目が少し不十分ではないかと感じられる。その辺はどうか。もっとその辺りを強化していくことが重要ではないかと思うが。

事務局： 障害者虐待については、まだ通報義務があるということが一般的に知られていない面もあると思われる。できるだけ窓口を周知して、しっかり通報していただけるようにしていかなければならないと思っている。事例が少ないからこそ、きちんと対応していかなければならないと考えている。

議長： 子どもの場合、今までは本人の家族の許可が必要であったが、許可なく言えるようになってきた。障害者の場合も同じか。

事務局： 虐待防止に関する法律自体は違う。

議長： 法の整備も含めて、虐待が見つかるような環境設定をしていく。目標値をどうするかということも重要であるが、具体的にどういうことをやっていくのかということも重要であると思う。

事務局： 虐待防止に向けて、これまで以上に取組みを強化していきたい。

委員： 福祉避難所について、これから国とやっていくというようなことが書いてあるが、障害のある子どもとその親、それくらいは福祉避難所を利用してよいが、それ以外の健全なきょうだい等は、一般の避難所を利用してもらい、というようなことがさきやかれているが、その辺はどうか。

事務局： 福祉避難所については、本日は担当課が出席していない。詳しいことは確認していない。

議長： この議題に関して委員の皆様より様々なご意見をいただいた。いただいたご意見に沿って必要な修正を行ううえで、議長である私と事務局との相談のもとで修正を行いたいと思う。よろしいか。

委員一同： 異議なし。

議長： それでは、私と事務局との相談のもとで修正を行うこととする。

議事 2「第 5 期松戸市障害福祉計画・第 1 期松戸市障害児福祉計画（案）について」

「第 5 期松戸市障害福祉計画（案）・第 1 期松戸市障害児福祉計画（案）」より説明 （事務局：障害福祉課より報告）

前回の協議会で、計画案の概要について説明したが、その後いただいたご意見等を踏まえて一部見直しを行った。

本日は、前回提示した案から変更となった点について、説明を行う。

計画(案)1 ページ

現在策定中の計画は、現行の計画からの大きな変更点が 2 つあるので、それを強調する表現に改めた。

大きな変更点とは、上から 3 番目のブロックにあるように、障害児福祉計画を障害福祉計画と一体的に策定したこと、最後のブロックにあるように、松戸市独自の重点施策を加えたことである。

計画(案)5 ページから 7 ページ

地域自立支援協議会と障害者関係団体からいただいた意見のうち、主なものを項目別に記載している。この部分は、前回会議時の提示した計画(案)では、取りまとめが完了していなかったため、記載できていなかった。

計画(案)8 ページ

本計画の計画期間や、基本計画である障害者計画との関係が文章のみではわかりにくいとの観点から、図を加えたものである。

計画(案)11 ページ

「6 障害者の年齢構成」のグラフであるが、前回会議時には平成 29 年 10 月末現在の数字がとれなかったために、今回作成したものである。

計画(案)15 ページ

下段の「5 障害児（18 歳未満）の年齢構成」についてのグラフであるが、11 ページと同様、前回会議時に平成 29 年 10 月末現在の数字がとれなかったために、今回作成したものである。

計画(案)19 ページ

隣の 18 ページにあるサービス利用状況から、18 歳未満のみの状況を抜き出したものである。

これは、障害福祉サービスや地域生活支援事業の中には、18 歳未満の障害児でも使えるものがあるので、その利用実態を明らかにするという趣旨で掲載したものがある。

計画(案)20 ページから 30 ページ

障害福祉サービスの利用実績と見込量について、それぞれの表の中に記載してあるが、平成 29 年 10 月期の実績値が前回会議時には出せず空欄となっていたものを今回埋めたものである。

計画(案)31 ページ

「(1)理解促進・研修啓発事業」の「見込量確保のための方策」の欄に、市が行っているハート・プラスマークとヘルプマークについての取組みの記載漏れがあったために、加えたものである。

計画(案)33 ページ

市が委託する 5 つの相談支援事業所の課題をより明確にするため、活動実績を表にして掲載したものである。

計画(案)34 ページ

「(4)成年後見制度利用支援事業」の「現状」と「見込量確保のための方策」、それぞれの最後の項目に、成年後見制度利用促進法についての記載を加えたものである。

計画(案)37 ページ

上から 4 行目、「見込量確保のための方策」の欄に、日常生活用具の耐用年数の短期化を加えたものである。

計画(案)39 ページ

「現状」の 3 項目め、地域活動支援センターⅢ型の役割についての表現を、より実態に即した表現に改めたものである。

なお、資料にはないが、前回協議会において、本日欠席の渡辺委員より掲載の提案のあった、成人歯科検診をはじめとした歯科に関する取組みについては、本計画への掲載は見送ることとした。

その理由としては、障害福祉計画・障害児福祉計画は「障害福祉」に内容を特化しているため、保健、医療、衛生等に関する分野についての掲載が困難なためである。

なお、渡辺委員には事前にご説明の機会をいただき、掲載の見送りについて同意をいただいている。

計画(案)4 ページから 5 ページ

最後に、計画決定までの今後のスケジュールについて説明する。

次に予定されているのは、パブリックコメントである。本日、これからいただくご意見を踏まえて修正したものを素案とし、それをもってパブリックコメントにかけたいと考えている。期間は、計画(案)上では空欄となっているが、1月26日から2月23日までを予定している。なお、パブリックコメント実施の案内は、1月15日に広報まつど及び松戸市公式ホームページでする予定となっている。

その次は、地域自立支援協議会を予定している。2月上旬開催予定の協議会において、委員の皆様に対し、計画の素案について説明する予定である。

パブリックコメントや地域自立支援協議会でのご意見を踏まえ、事務局において修正したものを確定版とし、3月末には皆様に送付するとともに、公表したいと考えている。

<質疑応答>

委員： 34 ページの成年後見制度利用促進事業の箇所、成年後見制度利用促進法のところ、表現の問題だと思うが、一番最後「施策の展開が求められています」といった表現で括られているが、これは作らなければならないものなので、もっと積極的な表現で記載していただきたいと思う。このネットワークづくりというところが急務で、この法律ができて、各自治体で作らなければいけないものである。連携したネットワークを作ればよいということではなく、それが機能しなければ意味がないし、そのネットワークで何をするかということが重要である。ネットワークづくりが難しいということは重々理解しているつもりである。これからどのようにつくっていくかということは議論がされるころだとは思いますが、受け身ではなく積極的な表現としていただきたい。

事務局： 委員のご意見を踏まえて、表現を見直したいと思う。具体的な表現については、事務局にご一任いただきたい。

委員一同： 異議なし。

議長： この議題に関して委員の皆様より様々なご意見をいただいた。いただいたご意見に沿って必要な修正を行ううえで、議長である私と事務局との相談のもとで修正を行いたいと思う。よろしいか。

委員一同： 異議なし。

議事3「その他」

議長： 全体をとおして、ご意見、ご感想があればうかがいたい。

委員： 矢切特別支援学校のことについて、今回の計画に載せていただいた。障害者スポーツについても計画に掲載されるとのことだが、矢切特別支援学校はスポーツ庁の指定を受けて推進している。なかなか数値に表れてはこないが、学校周辺の矢切地区の住民の方は、特に知的障害のある子への理解はなかなか難しいと思っているが、積極的に校内に入ってきていただくような行事を組むことによって、理解が非常に高まっている。ポッチャという障害者スポーツをツールに、地域の方が一体となって矢切特別支援学校を拠点にして活動をしてくださっており、本年度、特にそういうところの結果が見えてきている。どうしても、パラスポーツというと、身体障害の方への理解を深めようというところに重きがいきがちだが、知的障害の方も非常に生きづらさを感じていると、子どもたちを見ていて思っている。地域の方に、実際に知的障害のある子に接していただくことによって、理解が深まって、地域の方は、色々な行動には理由があるんだね、というようなことをおっしゃってくれている。あわせて地域の小学校の児童の方も、矢切特別支援学校に積極的に来てくださっており、スポーツを通じた交流ということで、理解が深まってきていると思っている。1つの成果として、本校はプールを持ち合わせていないため、どうしようかとずっと悩んでいたが、近隣の小学校の先生が非常に理解を示してくださり、来年度からは県立と市立ではあるが、プールを貸していただけるということになり、一緒に教育課程を考えていきましょう、ということになった。こうやって、1つの地域からではあるが、心のバリアフリーという面では、色々な方策をもって進められていくんだなあ、と実感している。それが数値に表れてくるといいな、と思っている。それから、先ほど説明のあった相談支援事業所の周知というところだが、実際、ご家庭で困っていることについて聞くと、

相談場所がわからないという声は非常に多い。そこで、学校の役割として、職員が相談支援事業について周知をしていて、それを広めていくという意味では大きな役割を担っていると思っている。その中でも、県立の学校の職員はよく知っているが、どうしても小中学校の支援学級の先生方には、サービスについて知らない方が多かったりして、小中までの間、そこが滞っていて、高校になって初めて、こういうサービスがある、ということを知って、お母様が、そうなんです、と気づくということもあった。小中の特別支援学級の先生方、あるいは校長先生方にもそういったサービスがあることを周知する機会があるといい、と思っている。そこで、松戸市には県立の特別支援学校が3校あるので、そのようなことについての研修会も開けると思うので、連携を図っていければいいと考えている。

事務局： 委員より色々のご意見をいただいたので、教育との連携をこれまで以上に深めていきたいと思う。相談支援機関の周知を図る方策については、もっと充実した形で展開していきたいと考えており、議長とも相談しながら進めていきたい。また、議長からお話のあった虐待の件についても、具体的にどうやって進めていくか考えていきたいと思う。雇用の件については、目標値としてはこのままとさせていただくが、全ての企業が法定雇用率を達成する必要がある旨を周知をしていく等、取組みを充実して、平成32年度までに目標を達成できるよう、着実に進めていきたいと考えている。

議長： 色々なご意見が出たが、事務局のほうでしっかりと取組みを進めていただきたいと思う。

委員： 中間評価の11ページ『共生的社会の実現に向けた相互理解の促進』、その中の市民意識の醸成というところについて、松戸市社会福祉協議会もこれから事業を強固にして展開していこう、という実情にあることとお話したい。障害者との交流については、より頻繁に、より通常の形で交流の場ができればいいように常々思っていたところで、松戸市社会福祉協議会でハートフル運動会と銘打った交流の場を設定している。今年は第4回目ということで実施し終了している。3回目から矢切特別支援学校の林田先生の大変なご協力をいただいて、体育館をお借りして障害のある方と一般の方、あるいはボランティアの方と一緒に、スポーツを通しての交流ということをはじめた。今後、それをさらに強固な、見通しをもった事業展開につなげていこうかなというところである。具体的には、最初はカローリングだけ、あるいは別のボール遊び等をやっていたが、林田先生のご協力のもとに、ボッチャとカローリングというようなツールを使って展開するようになっていく。今年はさらに、ボランティアの人、あるいは福祉施設の方々だけではなくて、松戸市立第二中学校の生徒さんにも先生と一緒に参加していただいているという状況があるので、少し見通しをもって事業展開をしていきたい、というように思っている。そして、そういった取組みを計画の中に入れていただけないのかな、と思っている。

議長： 障害のある方、ない方、色々な方々がごちゃまぜになってやる中で、相対的に優劣をつけるという考えではなくて、もっと人間的な部分でのふれあいが大事である、ということが子どもたちに伝わっていくということが大切ではないかと思う。実際にそういう取組みをなさった時に、小学校や中学校のいわゆる健常な子どもたちが、どのような感想を寄せているのか。

委員： 感想は特には聞いていない。しかし、今回初めて中学生が参加して、とても楽しんで、真剣にそれぞれの競技に取り組んでいたのも、それはそれでよいのかなと思っている。中学生に頼む前に、子ども会に頼もうかと話していたが、子ども会というと少し年齢の小さい方という面があるので、まず二中さんが協力してくれるということになった。さらに今後、もっと小さい子どもたちとの交流を進めていきたいと思っている。今のところ、年度年度で参加者が増えていけばいいなと思ってやっているの、今後は体系的に何々をやっていくというような計画的な方向性でやっていきたいと思っている。私の願いとしては、色々な地域で、例えば地区社協で、そういう場所を展開してもらえるように、いつでも、どこでも、みたいな形があると理想的というように思っている。

議長： 社会福祉協議会のこれからの取組みに期待したい。

事務局： 「地域ボランティア活動等の推進」という項目に、社会福祉協議会の取組みを入れてほしいとおっしゃっているのか。

委員： そこが難しい。ボランティアも当然入る。主になってやるのは、お世話とともに自分たちも楽しむということだと、ボランティア連絡協議会の人たちをお願いしているという部分はあるが、実際には「共生社会を目指して」というところに組み込んだほうがよろしいかな、と思う。

事務局： 体系的にはできあがっているの、いずれかの箇所に入れたいと思う。伺った話からすると、社会福祉協議会のボランティア活動等の取組みがあるので、そのあたりに書き込みたいと思うがいかがか。

委員： でしたら、「社会福祉協議会との連携」という項目があるので、その辺と一緒にお願いできればと思う。

事務局： であれば、そのような項目の中で、今おっしゃったような一連の取組みをやっているという位置づけにさせていただければ、と思う。

委員： 異議なし。